

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA会社経営（現在はB会社が経営）のC県D郡所在のE倶楽部（以下「事業場」という。）に採用され、キャディとして勤務していた。

平成〇年〇月〇日、請求人は、キャディとしての勤務中に、請求人の言い分によれば、後続組が打ってきたゴルフボールが頭部に当たり負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は本件事故当日から治療を開始したが、労災保険への請求については、事業場の手続が遅れ、平成〇年〇月に業務上の負傷として請求手続が開始された。

請求人は、平成〇年〇月、〇月頃から不眠の症状が出現し、頸部痛を主訴として、同年〇月末からF整形外科、同年〇月からはG病院にそれぞれ受診し療養をしていた。同年〇月〇日にはG病院の主治医から精神科の受診を勧められ、同月〇日にHクリニックに受診し「神経衰弱状態」と診断された。

請求人は、本件事故による労災保険の手続が遅れたこと、本件事故後、事業場の同僚から嫌がらせを受けたことなどが原因となり、精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、本件事故については、監督署長に対し、平成〇年〇月〇日に「頰椎捻挫、頰椎症」の傷病名で療養補償給付（療養の費用）の請求がされ、監督署長は平成〇年〇月〇日に業務上の災害として、急性症状が消退する以前の平成〇年〇月末日までの分に限り支給する旨の処分をしている。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 以上みたところにより、本件について判断すると、次のとおりである。

(1) 請求人に発病した精神障害について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、疾病名「F68.0 心理的理由による身体症状の発展」（以下「本件疾病」という。）を「平成〇年〇月下旬頃発病」としてしているところ、当審査会においても、請求人の発病の経緯と症状に鑑みて、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) 請求人が発病した本件疾病は、業務との関連で発病することは少ないと考えられる精神障害であるが、当審査会としては、その業務起因性について、厚生労働省労働基準局長が策定している「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号）（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）に基づき判断することが妥当であると思料することから、以下検討する。

(3) 請求人は、本件疾病を発病する要因となった発病前6か月間における業務上の出来事として、①平成〇年〇月〇日業務中に本件事故に遭い、治療を行うが、平成〇年〇月まで労災請求は行われず経過したこと、②平成〇年〇月の本件事故後から平成〇年〇月頃まで、シフトの割り振りを勝手に入れ替えられたこと、③継続して嫌がらせ、いじめが行われたこと、④ふれあいコンペに参加させられたこと、の4点を挙げている。これらの出来事は、いずれも業務による心理的負荷評価表（認定基準別表1）における「特別な出来事」に該当するとは認められないことから、以下、同表に掲げる「具体的な出来事」に照らして、類推しうる出来事ごとに心理的負荷の程度を評価する。

ア 労災請求が行われず長期間経過したことについて

本件事故に際して、労災申請が遅延した理由は、Iマスターが請求人の私病であると判断したこと、J担当が休業の事実がなく、療養の要否も不明であったことから労災にならないと考えたことなどであると認められる。この点、請求人は、労災扱いをするなという業務命令であった旨主張するが、事業場においては、過去においても労災を秘匿したという事実は認められず、また、本件事故に際しても、そのようなことを行う実益があったとは認められず、請求人の主張は認められない。なお、本件事故については、請求人自身、当初においてはボールが首に当たったとは言っていなかったこと、本件事故以前に交通事故により首を痛め休業し、また首が痛いとの不調を訴えていたこと、及び本件事故以降〇年〇月に至るまで勤務を続けていたことなどの事情がある。以上のことから、同出来事を認定基準別表1の出来事として「上司とのトラブルがあった」に該当するとしても、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断することが相当である。

イ シフトの入れ替えが勝手に行われたことについて

請求人は本件事故の後、特定のキャディにより日常的にシフトの入れ替えが行われた旨主張するが、一件記録を精査する限り、ローテーションの割り振りはすべてのキャディに周知されており特定のキャディが操作してこれを入れ替えることは難しいと考えられる。なお、スタート室の権限で多少の変更がされることがあった事実は認められるものの、同変更を特定のキャディが意図的に行ったとの事実は確認できず、そもそも、複数の事業場関係者によると、請求人が申し立てるがごときシフトの入れ替えがあった事実は認め

られないものである。同出来事については、認定基準別表1の「同僚とのトラブルがあった」に該当するとみても、その心理的負荷の強度は「弱」と判断することが妥当である。この点、請求人の主張に沿って、「上司とのトラブルがあった」に該当するとみても、その強度は「弱」と判断することが相当である。

ウ 嫌がらせ、いじめを受けたことについて

請求人は、本件事故前には露骨な嫌がらせは落ちていたものの、事故後職場で嫌がらせがひどくなった旨主張するが、その具体的な内容は、請求人がKをいじめていると誤解されてLから暴言を吐かれたこと、本件事故のことは伝わらず、Kをいじめているということだけが伝わり、事業場関係者からよそよそしい目で見られたことなどである。この点、複数の事業場関係者からの聴取によれば、Lが強い口調で言うと、請求人も強い口調で返していたこと、請求人が他の事業場関係者と言い争っていることと止めに入る事業場関係者もいたが、その人も含めてまた言い返したりしていたことなどが認められ、請求人に対する一方的な嫌がらせやいじめがあったとは認められないものである。以上のことから、請求人が嫌がらせであると感じた事実について、これを「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当するとみても、その心理的負荷の強度は「弱」と判断することが妥当である。

エ ふれあいコンペに参加させられたことについて

請求人は、平成〇年〇月から業務の一環として位置づけられたふれあいコンペに強引に参加させられた旨主張するが、請求人が参加したのは、同年〇月の1回だけであり、首の具合が悪くなって以降、継続的に参加を強制されたものではないことからみて、認定基準別表1「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」又は「仕事のペース、活動の変化があった」に該当するとみても、その心理的負荷の強度は「弱」と判断されるものである。

オ その他

(ア) 請求人は、平成〇年〇月頃にLから本件事故に関する暴言を受けたこと、同年〇月頃にMから「休みすぎ」と怒鳴られたことなどを主張しているが、請求人の本件疾病発病後の出来事であり、本件疾病発病の要因として、心理的負荷の強度を検討する対象ではない。

(イ) 請求人は、平成〇年〇月〇日受診時にLに近似した人影の存在を認めたと
して、G病院設置の院内カメラの同日に係る画像の確認及びLの診療記録の
調査を求めるなど、当審査会に対する審理のための処分の申立てをしている
が、主として本件疾病発病の平成〇年〇月以降の出来事であり、また、
これまで多数の事業場関係者から詳細な聴取等で請求人の主張に沿った調
査が十分に行われていると認められることから、その必要はないと判断す
る。

カ 以上のおりであるので、評価期間における請求人の本件疾病の発病に関
与したと考えられる業務による出来事を評価すると、心理的負荷の総合評価
は「弱」を超えるものではないと判断する。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右
するものは見い出せなかった。

(4) 業務以外の心理的負荷となる出来事は確認できなかった。

(5) 個体側要因は確認できなかった。

3 以上のおりであるので、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるも
のとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を
支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。